改正後	改正前
下ｅにおいて同じ。）を記載すること。ただし、提出会社が最近事業年度における管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合について女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。ｆ及びｇにおいて「女性活躍推進法」という。）の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。	を記載すること。ただし、提出会社が、最近事業年度における管理職に占める女性労働者の割合について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。ｆ及びｇにおいて「女性活躍推進法」という。）の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。
ｆ　最近事業年度の提出会社における男性労働者の育児休業取得率（労働者の男女別の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第４号ハに掲げる事項をいう。(a)において同じ。）のうち男性に係るものであって同条第２項の規定により公表しなければならないもの又は労働者の育児休業の取得の状況（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成３年労働省令第25号）第71条の６各号に掲げるいずれかの割合をいう。(b)において同じ。））を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。	ｆ　最近事業年度の提出会社における男性労働者の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第２号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第２項の規定により公表しなければならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成３年労働省令第25号。(b)において「育児・介護休業法施行規則」という。）第71条の６各号に掲げるいずれかの割合をいう。）を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。
(a)　提出会社が、最近事業年度における労働者の男女別の育児休業取得率について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合	(a)　提出会社が、最近事業年度における労働者の男女別の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第２号ハに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合
(b)　提出会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）の規定による公表をしない場合	(b)　提出会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況（育児・介護休業法施行規則第71条の６各号に掲げるいずれかの割合をいう。）について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）の規定による公表をしない場合
ｇ　最近事業年度の提出会社における労働者の男女の賃金の額の差異（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第１号に掲げる事項であって同条第２項の規定により公表しなければならないものをいう。ｇにおいて同じ。）を記載すること。ただし、提出会社が最近事業年度における労働者の男女の賃金の額の差異について女性活躍推進法の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。	ｇ　最近事業年度の提出会社における労働者の男女の賃金の差異（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第１号リに掲げる事項であって同条第２項の規定により公表しなければならないものをいう。）を記載すること。ただし、提出会社が、最近事業年度における労働者の男女の賃金の差異（同号リに掲げる事項をいう。）について、女性活躍推進法の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる。
［(36)～(57)　略］	［(36)～(57)　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十六号

学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）の施行に伴い、保険業法施行規則及び前払式支払手段に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年四月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

保険業法施行規則及び前払式支払手段に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（保険業法施行規則の一部改正）

第一条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（計算書類等に係る連結の方法等）	（計算書類等に係る連結の方法等）
第一条の二　［略］	**第一条の二**　［同上］
２　［略］	２　［同上］
３　令第一条の三第七号に規定する内閣府令で定める者は、特定課程を履修する生徒とする。	３　令第一条の三第七号に規定する内閣府令で定める生徒は、特定課程を履修する生徒とする。